

平成31年度事業計画

社会福祉法人守人会

平成31年度事業計画目次

・法人事業計画	1
・特養事業計画	7
・ショートステイ事業計画	10
・ユニット型特養事業計画	10
・各種委員会事業計画	11
・医務事業計画	13
・機能訓練事業計画	13
・栄養課事業計画	14
・地域密着型通所介護事業計画	16
・訪問介護事業計画	20
・居宅介護支援事業所事業計画	21
・在宅介護支援センター事業計画	23

平成31年度社会福祉法人守人会事業計画

社会福祉法人守人会は施設運営にあたって、「高齢者一人ひとりの個性を尊重し、きめ細やかな介護を目指します」を基本理念として、ご入居者及びご利用者（以下総称して「利用者」という。）のニーズを的確に把握し、常に利用者を中心としたサービスの提供を行い、清潔で安全な環境の中で、ご家族と共に満足度を優先する施設運営に努めてまいります。

職員については、健康管理に十二分に配慮し、知識向上の機会を与え、職員同士互いに助け合い、礼儀を重んじ誠実に業務を遂行できる環境づくりを推進してまいります。

地域に根差した取組みとして、高齢者福祉施策に積極的に協力参加し、地域のための高齢者福祉施設として法人活動に取り組んでまいります。

I. 定款で定める社会福祉事業等について

定款で定める社会福祉事業・公益事業は下記のとおりです。公益事業の「居宅介護支援の事業」については、事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業のため、居宅介護支援事業森林園については、社会福祉事業として取扱いしております。

種別	社会福祉事業等	事業所名	定員
第1種社会福祉事業	特別養護老人ホームの経営	特別養護老人ホーム森林園	58名
		特別養護老人ホーム森林園 (ユニット型)	30名
第2種社会福祉事業	老人デイサービス事業の経営	森林園デイサービスセンター	1日18名
	老人短期入所事業の経営	森林園短期入所施設	12名
	老人居宅介護等事業の経営	ヘルパーステーション森林園	
	老人介護支援センターの経営	在宅介護支援センター森林園	
公益事業	居宅介護支援の事業	居宅介護支援事業所森林園	

※平成30年12月26日指令高福第919-1号にて埼玉県知事からショートステイ床20床のうち8床を特養(多床室)へ転換整備することが承認され、平成31年4月1日から特別養護老人ホーム森林園は定員58名となり、併設する森林園短期入所施設は定員12名となります。

II. 理念・職員行動指針・行動心得について

法人理念を基に、理念達成のため職員は次の四つの行動指針を遵守し、行動指針の心得をもって取り組んでまいります。

法人理念

『高齢者一人ひとりの個性を尊重し、きめ細やかな介護を目指します』

職員行動指針

- ・笑顔で挨拶する

- ・ 尊敬の心で接する
- ・ 積極的なスキンシップを図る
- ・ 自立(自律)を促す役割を果たす

職員行動指針の心得

○笑顔で挨拶する

挨拶は、日常の当たり前の一言ですが、人付き合いの基本であり、これほど大切な言葉はありません。常に笑顔で挨拶し好意を抱いていただけるよう接します。

○尊敬の心で接する

相手に尊敬の念を持たず、上から見下ろす様なものの言い方をしてしまうと、相手はきっと不愉快に感じるはずで。また、傲慢な態度では、相手から良い印象を持ってはもらえず、会話を楽しもうという気も失せてしまいますので、この様な行為を一切行わない心掛けで接します。

○積極的なスキンシップを図る

認知症や身体的障害、日々の心理状態により、ご利用者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることを理解したうえで、専門職としてスキンシップを図り、積極的に取るべき(取るべきでない)対応をおこないます。

○自立(自律)を促す役割を果たす

一つ一つの生活動作ができたかできなかったかで評価することも大切な要素ではあるが、一緒に喜んだり楽しんだり、また、考えたりすることで、一人ひとりの気持ちや興味・好奇心などに働きかけ、自然に生活意欲の維持・向上につながる介護を目指し、できることを減らさない、できないことを増やさないように、できないことをできる実感から自信へ導き、自立(自律)を促していきます。

Ⅲ. 施設等運営全般について

1. 利用者処遇の向上

必要なサービス向上に努めながら、自立のための援助と相互扶助・専門的科学的処遇を基本にして、全体的な処遇向上を目指します。

2. ボランティア及び実習生の受入

施設運営にあたっては、地域の方と共に支え合うことを心掛け、積極的にボランティアの受入を図り、また介護職を目指す学生や職場体験、福祉体験などの研修機関としての役割を果たしてまいります。

3. 職員について

職員の資質向上のため、各種外部研修へ積極的に参加させるとともに、特に現場職員の適応力及びチームワークを高め、介護能力の向上を重視したOJT研修(On the Job Training = 職場内で業務に必要な知識や技術を習得させる研修)に力を入れ、人材育成に努めます。

(1) 職員採用

不足人員が発生した場合は、適時職員を追加補充いたします。また、在留資格を所持している外国人に対しても雇用の機会を与えて参ります。

(2) 海外技能実習生の受入れ

介護職員については、慢性的な人材不足により、あらゆる募集媒体を利用しても応募が無い状態であるため、質の高い海外介護技能実習生(看護師・介護士等)を受入れするため、介護施設協同組合に加入し、今年度はインドネシアへ医療系大学等を卒業した看護師、介護士、その他医療技術者の面接を行い3名程採用し、入国するまでの期間内に日本語検定 N4 又は N3 の合格を取得して頂き、日本へ入国後は、一般社団法人海外介護士育成協議会にて2ヶ月間介護技術訓練等の教育(初任者研修修了)や日本の習慣等を学んでから当施設へ受入れしていきます。

東南アジア等海外からの介護士を仲間に迎えることで、介護職員の意識向上と教えることによる技能向上、分かりやすく適切な日本語の会話能力、チームワークを構築し、ご利用者及び職員も含め生き生きと笑顔で過ごせるよう新しい職場環境や介護現場を作り上げてまいります。

※介護施設協同組合・一般社団法人海外介護士育成協議会

住所・連絡先 〒384-0093 長野県小諸市和田 841-7 電話 0267-26-5050 FAX0267-26-1637

ホームページ <http://www.kaigai-kaigoshi.jp>

(3) 服務

職員は職務の社会的信用と責任を自覚し、社会福祉の向上や法人・各施設の使命達成のため下記事項を遵守し誠実に業務に専念してまいります。

- ① 法令及び法人が定める諸規定を遵守します。
- ② 自己の服務に対し責任を重んじ、誠実に服務に努めます。
- ③ 職員は互いに助け合い、礼儀を重んじ誠実に服務に努めます。
- ④ 常に時間を尊重し、職務の慎重、敏速及び的確を期すことに努めます。
- ⑤ 施設内外及び設備什器等の清潔整頓に努めます。
- ⑥ 常に健康に留意し、明朗な態度をもって就業します。
- ⑦ 相手側の望まない性的言動等により、その職員又は他の職員に不利益を与えたり、職場環境(秩序及び風紀等)を害すると判断される行為等をしない。
- ⑧ 各種のハラスメント行為を行わない。
- ⑨ 火気及びガス等危険物資の保管を厳重にして災害事故の防止に努めます。
- ⑩ 建物設備の良好な管理に努め、物品について効率的に使用します。
- ⑪ 利用者の安全を確保するため、常に工夫・改善に努めます。

(4) 健康診断など

年2回(6ヶ月毎)の健康診断と年1回の腰痛健診、インフルエンザの予防接種等を実施し、職員の心身の健康増進に努めます。

4. 防災計画

火災や震災等の対策について、消防計画に基づき、消火訓練・通報訓練・避難訓練や消火設備の取扱い、土のう作り、震災時の食事支給等について訓練を実施します。

5. 老朽修繕・改修整備

一番古い建物で築27年目となるため、計画的な老朽建物の修繕・改修整備を実施して参ります。

IV. 平成31年度の運営方針・重点目標について

以下の運営方針、重点目標に沿って多用化する地域ニーズに応えるとともに、利用者一人ひとりが、安全で安心ある暮らしができるよう支援してまいります。

運営方針

利用者の尊厳を守り、自立を促し、生きがいを持った生活ができる支援と地域社会との結びつきを強める等地域福祉の推進拠点を目指します。また、利用者の安全・安心を確保するため、苦情解決や事件事例等からリスクマネジメント体制の確立を行うとともに、職員の資質向上と職員確保及び人材育成等職員体制の強化に努めます。

重点目標

1. 最善の介護サービスの提供を目指した施設運営
2. 町の地域福祉施策と連携した事業運営
3. 地域に開かれた施設と住民との多様な交流推進
4. 地域における公益的な取り組み
5. 職員の資質向上と職員確保及び人材育成
6. 経営基盤の安定化と透明性の確保
7. 老朽建物修繕・改修整備

1. 最善の介護サービスの提供を目指した施設運営

高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」を大切にして、ご利用者が「その人らしく」生活できるよう一人ひとりのニーズを受け止めるとともに、ご家族の要望にも最大限応えるため職員は外部研修、専門研修などに積極的に参加し、内部でも職員研修を行い、専門家を招いた高度な研修の取組を構築する。また各事業所の横断的な専門職部会での研修を実施し、資質と介護技術の向上に努めます。

2. 滑川町の地域福祉施策と連携した事業運営

町や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と共に、地域の福祉向上に努めてまいります。そのため、「在宅介護支援センター機能の強化」、「認知症高齢者の支援とケアの充実」、「地域密着

型サービスとしての通所介護の拡充」等に努めます。

3. 地域に開かれた施設と住民との多様な交流推進

複合機能を持った施設として地域に開かれた福祉拠点を目指すとともに、多様な住民の地域交流が推進できる拠点として施設の活用を検討してまいります。

地域の町会、民生委員、ボランティア団体のご協力をいただき、地域開放事業の実施、地区防災訓練や祭り行事などへの参加、また、学校・児童福祉施設などとの交流事業などを図り、ご利用者や地域の高齢者が当法人を身近に感じられる取り組みをしてまいります。

また、地域福祉の向上に欠くことのできないボランティアの受け入れにつきましては、積極的に取り組んで参ります。ボランティアの皆様には、地域の高齢者福祉の担い手として、一人ひとりの活動が高齢者介護を支えていることをご理解いただくと同時に、ボランティアご自身の自己実現の機会として充実感に繋げることができるよう今後も受入環境の整備に努めてまいります。

4. 地域における公益的な取り組み

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、同法第24条第2項の規定により次の3つの要件全てを満たす事業を実施することになりました。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること。
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。
- ③無料又は低額な料金で提供されること。

上記に基づき、当法人は障害を持たれている方や交通手段の無い方等の利便性に配慮するため、地区自治会の会館を利用させて頂き、引き続き下記の事業に取り組めます。

(1) 自治会別料理教室及び栄養指導

滑川町の自治会別(全15区)に、高齢者向け料理教室を実施し、低栄養、入れ歯や咀嚼、誤嚥予防に対する指導や認知症等の早期発見を実施していきます。(利用負担1人100円)

(2) 高齢者等相談事業

自治会別に実施することにより、独居や高齢者世帯、生活困窮者の把握に努め、区長及び民生児童委員の協力のもと日常生活又は社会生活上支援を必要とする者の情報収集に努め、面談し相談を受けそれぞれのニーズに即した支援活動や行政への橋渡しを行ってまいります。(無料)

(3) 自治会別身体機能向上訓練指導

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、理学療法士や言語聴覚士等が、身体機能の維持向上を目的とした訓練を実施していきます。(無料)

(4) 一般社団法人中央ライフ・サポートセンターの活動に賛同し食品ロスを減らし、社会貢献活動を推進する「新しい食品循環ネットワーク活動」に参加し、食品の有効活動に参画して参ります。

※一般社団法人中央ライフ・サポートセンターホームページ

<http://clsc.web.fc2.com/houshin.html>

※一般社団法人中央ライフ・サポートセンターホームページフェイスブック

<https://www.facebook.com/clsc.org/>

5. 職員の確保と人材育成

職員の確保対策の充実並びに職員一人ひとりが豊かな人間性と専門性を持てるよう人材育成の強化推進のため、下記の取組みに努めます。

- (1) 専門知識や指導教育訓練等を実施できる職員の確保
- (2) 人事考課によるキャリアパス制度の充実
- (3) 研修機会の確保と研修への積極的な参画への推進
- (4) 資格取得等のための環境整備

6. 経営基盤の安定化と透明性の確保

社会福祉法人守人会は、一人でも多くの地域の高齢者が利用し易い環境づくりとサービスの向上に努める責務があります。そのため、経営基盤を強化し事業の透明性を推進して参ります。

- (1) 事業の計画的、効果的实施
- (2) 収支状況の把握・点検と財務規律の強化
- (3) 業務改善の推進
- (4) 法令遵守と事業運営の透明性の向上

7. 老朽建物修繕・改修整備

利用者の生活に支障がないよう施設建物設備の維持改善に努めます。

V. 理事会・評議員会等の開催

(1) 定時開催

名称	内容	開催回数・開催月等
評議員会 (議決機関)	理事・監事の選任・解任、理事・監事の報酬等の決定、事業・決算報告の承認、社会福祉充実計画の承認	年1回(6月)
理事会 (業務執行機関)	事業計画、事業報告、予算、決算、その他重要な事項の審議等	年3回以上(5~6月、11~12月、3月)
監事監査	事業・決算の監査	年1回(5月)
経営会議	各月の運営状況や財務状況を把握し、経営改善策等を検討する	毎月

(2) 議案審議事項等

開催年月	理事会・評議員会等
平成31年5月~6月	<input type="checkbox"/> 監事による平成30年度事業報告・決算報告に係る監査 <input type="checkbox"/> 理事会 ・平成30年度事業報告・決算報告承認

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他理事会審議を必要とする議案 □評議員会 ・平成 30 年度事業報告・決算報告承認 ・役員の改選 ・その他評議員会審議を必要とする議案
平成 31 年 11 月～12 月	<ul style="list-style-type: none"> □理事会 ・中間決算報告の承認 ・補正予算の承認
平成 32 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> □理事会 ・平成 32 年度事業計画・予算の承認

特別養護老人ホーム事業計画

【基本方針】

1. ご利用者の心身状態を理解し、安らぎのある生活を送ることができるよう努める。
2. 地域社会と関わり、地域の中でよりよい生活を送ることができるよう、施設内外で積極的な地域活動を展開していく。
3. ご利用者一人一人の自己決定の尊重を促していく。また、チームによるケアを活かし残存能力を最大限活用した生活の継続ができるよう支援していく。

【職員行動指針】

- ・ご利用者個々のニーズを把握し、これまでの生活習慣にできる限り配慮することで、ご利用者の意思を尊重したケアを行う。
- ・安全や快適性に配慮することで、ご利用者がゆったりと穏やかな生活ができるよう努める。
- ・笑顔で話しかけを行い、心豊かに過ごしていただけるよう配慮する。
- ・利用者様一人一人としっかり向き合い、より充実した個別ケアを目指す。

【処遇】

ご利用者個々の望む生活に、より近付ける為利用者の目線に立ち共に考え行動をサポートする。

1. 離床
 - ・できる限りベッドから離れ、ホールに集うようにする。他のご利用者との関わり合いお互いに助け合う場面に出会うよう意図することで、存在意義の確認ができるようにする。
 - ・各種用意されたレクリエーションや諸行事に参加することにより、心身の能力に応じた力が発揮できるようにしていくと共に生活に活気を持って頂く。
2. 外気浴

日光浴や散歩により外の空気や日差しに触れ、皮膚の増強・新陳代謝の改善・筋力の維持増強・気分転換に努めていく。
3. 精神面

笑顔で元気な挨拶から惜しみない日常的な声かけをし、スキンシップを図り、疎外感を与えないよう積極的にコミュニケーションを図ることで、前向きに生きるサポートをしていく。

4. 園外活動

施設は生活の場であるため家庭と同じような感覚でとらえ、地域社会と隔絶しないように地域の中で必要とされている実感を失わせないような働きかけをしていく。そのために、各関係機関と連携をはかり社会資源を活用しながら地域との関係を築いていく。

【生活支援サービス】

1. 排泄介助

- ・個々の排泄状況に合わせた適切な用具を使用し、ご利用者の負担を最小限に抑えながら清潔を保持できるように努める。
- ・排泄介助を行うにあたっては、ご利用者の尊厳を傷つけないよう介助環境や声かけ等に十分配慮しケアを行う。

2. 入浴介助

- ・個々の身体状況にあった入浴機器を用い、室温やスタッフの配置に配慮することで無理のない安全な環境下で入浴を行えるよう努める。又、プライバシーの確保に留意し、羞恥心を和らげながら落ち着いた雰囲気の中で入浴できるよう支援する。

3. 食事介助

- ・生きることは食べることであり食事の重要性を十分に認識し、美味しく食べていただくための工夫をしていく。
- ・言語聴覚士による嚥下能力の評価や職員への指導の下、摂取能力や嚥下能力に応じた各種の形態食を用意し、必要な栄養素が十分確保できるように配慮し、飽きさせないように視覚で楽しめて雰囲気に配慮するなど可能な限りの工夫を凝らし、体力を低下させないように楽しんで食べていただく。

4. 趣味・レクリエーション活動

- ・楽しみのある生活の一助となるよう、園芸やカラオケ・散歩・ドライブなど利用者様が求める活動を支援していく。
- ・個々の身体状況により参加できる活動は違うが、ボール投げや体操など個別に時間を割り当て一緒に楽しみながら実施していく。
- ・個人・少人数でできる塗り絵や計算プリント・習字などの活動を展開する。

5. 日常生活動作訓練

- ・積極的なリハビリの実施は難しいが、残存能力の機能維持を図ることを目的とした活動を行っていく。
 - 1) 理学療法士による機能訓練
 - 2) 看護師や介護職員による日常生活動作訓練。集団での体操とレクリエーションの実施により、親しみやすい状況で取り入れ機能低下を防いでいく。

【ご利用者の受け入れについて】

入所時等十分なアセスメントを行い、それぞれのニーズを見極めながら対応していく。又、介護はもちろん施設利用の必要性を重視し、ご本人およびご家族と十分な話し合いを行い、受け入れを決定してい

く。

【ボランティアの受け入れ】

- ・ボランティアは職員とは異なる役割を担う存在であり、ご利用者の日常生活の活性化につなげるためにも施設行事にとどまらず幅広く受け入れを行っていく。又、個々のボランティアの思い、活動の動機にうまく応える場を提供する。
- ・施設がより地域へ開放され、高齢者福祉への理解を求めることも施設が担う重要な役割と捉え、地域住民が施設行事や見学等に参加できるよう積極的な受け入れを行う。

【介護体験事業の受け入れ】

核家族化が進んでいる中で、高齢者と接する機会の少なくなった子供たちが高齢者とどのように関わっていったら良いか、今後増加していく高齢者を地域ぐるみでどのように支えていくのかなど、施設体験を通して高齢者を身近に感じながら勉強してもらおう。又、高齢者福祉の現場を直に見てもらおうことで、福祉の仕事の楽しさ厳しさを感じてもらい福祉の仕事の必要性および関心を持ってもらう。

【施設内研修会の実施】

年々、施設利用者の身体状況や認知症状は重くなっていく傾向にある。隔月又は随時必要に応じ施設内研修会を行い、介護技術を高めていくとともに、高齢者を取り巻く環境や介護保険法令などの知識を得ることで、より質の高いケアを提供できるよう努める。

【会議・委員会等】

- ・各職種の業務を円滑かつ合理的に進めるために意見交換や検討を行い、より良い施設づくりを目指す。又、各委員会では施設全体の生活支援のあり方や、日常生活全般についての調査・検討を行いより質の高いサービスを提供できるよう調整する。

【行事】

- ・毎月の誕生会の開催と、お花見や納涼祭・クリスマス会・豆まきなど四季の変化を感じられる行事を行い、単調になりがちな日常生活を活気あるものとしていきます。

【ベット転換について】

- ・平成31年4月1日よりショートステイ専用ベッド20床の内8床を特養（従来型）へ転換する計画について埼玉県知事より認可を頂きました。ショートステイ事業では、減床した分以前より予約が取りづらい状況にならないよう、従来型特養及びユニット型特養の空床管理を徹底し、ご利用者に1日でも多くの利用していただけるように、これまで以上に効率のよい予約管理に努めて参ります。

ショートステイ事業計画

【基本方針】

- ・特養との一体の流れの中で、利用者様の在宅生活に配慮しながら安心かつ安全にお過ごしいただける場所の提供を致します。
- ・定期利用者様の利用日確保はもちろん、緊急時に受け入れができる体制づくりをし、各関係機関と連携をとり地域のための施設を目指します。
- ・日々の健康管理は勿論、転倒怪我に気を付けケアプランに沿ったご利用者本位の接遇に努めます。
- ・ご利用者やご家族と事前に話し合いを行い、サービス利用に対する目的や要望をしっかりと見極め、満足していただけるサービスの提供に努めます。又、関係する介護支援事業所等とも連絡を密にとり、日程調整や施設に対する要望等を細かく把握し、より充実した施設利用ができるようにします。

【31年度計画】

31年度はショートステイ20床のうち8床が特養へ転換となり、12床のベッドでのご利用となります。現在定期利用されている方には、特養の空床利用などご不便を掛けないよう対処し、今後も出来る限り今までと変わりのない生活を送って頂ける様に努力してまいります。

又外部からの感染症の持ち込みに十分気を付け、ご家族と連携を取り合い事前に調整をしていきたいと思っております。

ユニット型特養事業計画

全体内容

本年度は職員間の情報共有と資質向上に努めご利用者がより良い生活を送れるように、生活リズムを尊重した個別ケアを行い、個々のアセスメント表の作成・更新を行い状態把握が出来る様に行います。また、相談員・ケアマネージャー・看護師と情報共有を行い利用者への対応をスムーズに行えるように支援していきます。

また、ご利用者に対しては、生活リズムを尊重した個別ケアを行い支援していく。その為に居室担当制による職員の意識向上を図り、24時間シートを活用し個々のアセスメント表を使用していく事で、各利用者様が快適に生活環境の中で、健康的かつ活き活きとした暮らしを送れると共に、季節感を感じていく事や諸行事への参加・起案し四季を感じて頂き季節の移ろいを感じながら穏やかな生活を送れる様に支援していきます。

職員の資質向上として危険予知・入浴・虐待身体拘束・褥瘡予防等、研修や会議の場を通じてスキルアップに努めると共に、ユニット会議の中でユニットケアについて共有し合い様々な知識を得て資質向上を目指していきます。各委員会ではリーダーまかせではなく全職員が問題意識を持って課題に取り組んでいきます。また、新人教育マニュアルの見直しを行い新人職員の育成に努めていきます。

各委員会事業計画

【事故対策・身体拘束廃止委員会事業計画】

事故・ヒヤリハットの報告を行い、その報告書をベースに事故の分析を行いより正確な状況把握と再発防止に努めていく。毎月1回事例検討を行い、職員の自己啓発・事故原因の究明や防止策になど行っていく。

今年の目標として介護事故と重大事故の発生を防いでいきます。その為に職員の基本業務をしっかり行い、職員同士が連携して利用者様に声掛けと見守り強化していきます。

職員同士で、声を掛け合いコミュニケーションを取ってスピーデーに対応していきます。

また、相談員・ケアマネージャー・看護職員と常に情報共有していきます。

【衛生委員会事業計画】

ご利用者の日々の様子、状態の観察を行い職員間で情報を共有しながら体調管理を行っていく。

害虫駆除対策として年2回のバルサン焚きを実施し、また施設外周りへ虫コロアース散布を行う。

昨年度はインフルエンザの流行により各居室隔離対応することとなってしまったので、感染症予防として施設内研修を通じて、各職員のマニュアルの周知徹底を行っていく

5月 加湿器回収 清掃

6月 バルサン焚きによる害虫駆除
感染症全般施設内研修（看護師）

10月 加湿器設置
インフルエンザ・ノロウィルス施設内研修（衛生委員）

12月 年末大掃除

3月 消毒液の交換と容器の清掃

【吸引・褥瘡委員会事業計画】

吸引に関して肺炎予防の為、経管栄養者の口腔ケアを言語聴覚士・看護師と連携して定期的を実施し、吸引実施者を減らしていく様に努めていく。

褥瘡に関しては、褥瘡予防対策書を活用し、リスク者からの段階から各部署・各職員への情報を引き継ぎ、悪化しないように早めの対応をとる。体位変換・ポジショニングの方法については理学療法士に指導を仰ぎ実施していく。エアマットの使用や食事摂量の確認を行い、必要により栄養補助食品の検討を行うなど対応していく。

【給食委員会事業計画】

食事を通じて四季を感じていただき行事食・イベントなど利用者様に楽しんでいただけるように栄養士と連携を取りながら行っていく。

安心して食事を召し上がっていただけるよう利用者様の嗜好を知り食事形態など常に報告していく。

【年間行事】

行事を通して四季を感じていただき楽しんでいただける様に考えていく。その為に各部署と連携して各月ごとに話し合いを行い、企画・準備・当日の行事がスムーズに進行出来る様にする。ユニット内に季節を感じていただけるような飾る付けをし、地域交流スペースを活用していく。

月	行事名	ボランティア(名)	その他
4月	桜の花見		散髪
	誕生日会	職員出し物	
5月	外出・外食		散髪
	誕生日会	こでまりの会様	避難訓練
6月	ドライブ(牡丹・菖蒲)		散髪
	アニマルセラピー	アニマルセラピー様	
	誕生日会	職員出し物	
7月	納涼祭	天の園誠太鼓様	散髪
	(誕生日会)	納涼祭にて実施	
8月	花火大会		散髪
	誕生日会	職員出し物	
9月	敬老会	リコプケア様	散髪
	(誕生日会)	敬老会にて実施	
10月	滑川町敬老会		散髪
	誕生日会	花みずき様	避難訓練
11月	ドライブ(紅葉)		散髪
	滑川祭り		
	療護園きずな祭り		
	誕生日会	未定(2月19日現在)	
12月	クリスマス会	おたまじゃくしの会様	散髪
	もちつき		
	(誕生日会)	クリスマス会にて実施	
1月	初詣		散髪
	新年会	滑川ちんどん様	
	(誕生日会)	新年会にて実施	
2月	節分		散髪
	誕生日会	職員出し物	
3月	梅見		散髪
	誕生日会	太鼓会「嵐」様	

医務業務計画書

(目標)

- ・ 特養及び短期利用者の健康管理に努め安心安楽かつ快適に過ごして頂くよう努める。
- ・ 口腔ケアを実施し肺炎予防感染防止に努める。
- ・ 利用者の高齢化に伴い異変に早急に気付けるよう介護職との連携を図り、迅速に対応するよう努める。
- ・ 胃ろう造設者の苦痛の緩和に努め、管理する。
- ・ 介護職員による口腔内痰除去の許可に伴い、安全かつ適切に実施できる指導を行い管理する。
- ・ 褥瘡ゼロを目指し、ハイリスクのアセスメント及び計画を立て実施し管理する。
- ・ 手浴足浴を実施し皮膚トラブル防止かつ爽快感を提供できるよう努める。
- ・ 他の部署と連携を図り、業務が円滑にできるよう努める。

(業務内容)

- | | |
|----------|----------------------|
| ・ リーダー | 各職種との協働・助言・指導 |
| ・ ユニット担当 | 検温 処置 受診 薬品管理 |
| ・ フリー | 処置 受診 |
| ・ その他 | 検温 血圧測定 薬品管理 必要物品の管理 |

(年間計画)

- ・ 4月 全職員の健康診断
- ・ 5月 入所者の健康診断(結核検診)
- ・ 6月 新規入職者対象緊急処置の研修
- ・ 10月 職員健康診断(夜勤者)
- ・ 11月 インフルエンザ予防接種(全職員・利用者)
肺炎球菌ワクチン接種(随時)

機能訓練事業計画

[基本方針]

理学療法士、言語聴覚士による機能訓練を行い、ご利用者の心身機能の維持、減退防止を図ることで、施設内での生活機能維持につなげる。

[機能訓練内容]

言語聴覚士の機能訓練では、主に嚥下機能、言語、認知機能に関する評価、訓練を行う。嚥下面では、ご利用者の口腔機能、嚥下能力の評価を行い、嚥下訓練、口腔機能訓練等にて誤嚥性肺炎の予防、嚥下

能力の維持、口腔内衛生の保持を図っていきます。言語、認知面においては、コミュニケーションの支援、認知機能の賦活等により、言語、認知機能の維持を目指します。

理学療法士の機能訓練は、ご利用者・介護者にとって安全・安楽な ADL (activities of daily living の略称で、日常生活活動、日常生活動作のこと。日本リハビリテーション医学会の定義では、「一人の人間が独立して生活するために行う基本的な、しかも各人ともに共通に毎日繰り返される一連の身体動作群」とされる。)・IADL (instrumental activities of daily living の略称で、買物・電話・外出など ADL よりも高い自立した日常生活をおくる能力。手段的日常生活動作能力。)動作を行えることを目標に介入していきます。そのために、現状能力の維持を図るための運動の実施や、ご利用者の状態に合わせた動作方法や環境の提案を行う。また、ベッド上で過ごされる時間が長い利用者様には関節可動域制限の予防や、誤嚥予防のためのポジショニングを行います。

機能訓練計画に基づき、計画的に行っていく。尚、訓練の実施にあたっては、ご本人或いはご家族の承諾を得てからの開始とする。開始時に機能訓練実施計画書を作成し、約3ヶ月毎に再評価と計画書の作成を行い、内容をご本人或いはご家族に説明し記録します。

栄養課事業計画

1. 事業方針

- ① 移り変わる四季の変化や社会情勢を敏感に感じとり食事に反映させる事で、安全で美味しい食事を提供していく。
- ② 食が原因と考えられる QOL の低下が現状にあり、集団生活でありながらも個人に焦点を当て個別に相応しい対応をしていく。
- ③ 年齢・性別・身体状況から算出された食事摂取基準を満たす献立になるよう給食業者と協力し、利用者の生活習慣病等の予防・改善に努める。

2. 事業目的

- ① 日常の食事の他に行事食などを行う事で食生活に変化をもって頂き、施設生活の充実を図る。
- ② 食べやすい調理技術や調理法を習得し、食事提供をしていく事で安全に食事を召し上がって頂けるようにする。
- ③ 各部署と連携をとりながらご利用者の体調の変化に合わせた食事を提供し、実態に即した栄養状態の管理をする。

3. 事業内容

(1) 給食

食数

定員

特養多床室入所者

58名

特養ユニット入所者	30名
ショートステイ利用者	12名
デイサービス利用者	18名
職員	20名(昼食及び夜食3名)

食事提供時間

朝食	8:00
昼食	11:30
夕食	17:00

(2) 業務内容

- ① 身体機能やご利用者の嗜好や要望を理解した上で食事の組み合わせや色彩を考え、栄養ケア計画の内容に沿った食事の内容や形態となるように献立を作成する。
- ② 高齢者に不足しがちなたんぱく質を肉・魚・卵・乳製品などをバランスよく用いる事で、必要なたんぱく質を十分に摂取して頂けるようにする。
- ③ 咀嚼・嚥下機能の低下した利用者様には、誤嚥のリスクの少ないソフト食を提供する。
- ④ 低栄養ご利用者に関しては少量で高栄養の食事(パン粥)を提供する。また、ご家族から希望がある場合は栄養補助食品の購入を行う。
- ⑤ アレルギー、クスリの兼ね合い、利用者様の嗜好により食べられない食品がある場合は、代替品を提供する。
- ⑥ 医師より療養食の指示がある場合は、指示事項を厳守した特別考慮食を提供する。
- ⑦ 祝祭日にちなんだ料理や、毎月の誕生祝い膳に季節の食材を多く取り入れ提供する。
- ⑧ 敬老の日やクリスマスにはイベント食を提供し、毎月1回選択食を行う。
- ⑨ 寿司やそば職人を招いて調理作業を実演して頂いた後、打ち立て・握りたてのそばや寿司をその場で召し上がって頂く。
- ⑩ 出来た料理は施設・厨房職員が食事提供前に必ず検食をする。
- ⑪ 月1回必ず検便を行う。
- ⑫ 害虫駆除は年1回業者に依頼する。
- ⑬ グリストラップ清掃を年3回(5月・8月・2月)業者に依頼する。また、栄養士による定期清掃の実施。
- ⑭ 3ヶ月ごとの業務用冷凍空調機器の簡易点検を行い、記録を残す。
- ⑮ 4月～10月の間は生で食する物の提供はしない。
- ⑯ 自然災害や感染症に備えて非常食を備蓄すると共に、緊急時対応マニュアルを作成し対応できるようにする。
- ⑰ 感染症発生時はディスポ食器での食事提供を行い、感染症の拡大予防に努める。

(3) 年間行事食予定

4月

- 5月 端午の節句 八十八夜
- 6月
- 7月 七夕 納涼祭 土用の丑
- 8月
- 9月 敬老会
- 10月 ハロウィン そば打ち
- 11月 滑川祭り
- 12月 餅つき クリスマス会
- 1月 おせち 新年会
- 2月 節分 バレンタインデー
- 3月 ひな祭り 寿司バイキング

(4) 栄養ケア

- ① 栄養状態について利用者様毎に解決すべき課題を把握する。
(身体拘束・食事調査・服薬・臨床診査・臨床検査)
- ② 栄養ケア計画を作成し、施設サービス計画に反映する。
- ③ 経過を記録し、リスクに応じた定期的な見直しをする。
- ④ 栄養状態を把握するため、毎月の体重測定を関係職員に報告する。
- ⑤ 3ヶ月毎に計画の見直しを行う。

地域密着型通所介護事業計画

I. 事業規模

定員 1日18名

営業日 月・火・水・木・金・土

休業日 日曜日・1月1日～1月3日

※地域密着型通所介護のため、滑川町住民のみ利用可能

II. 事業方針

ご利用者、ご家族が安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、介護が必要な状態になっても在宅での生活が継続し送れるよう、必要な介護、個別機能訓練等を提供支援致します。また、ご家族の精神的、身体的介護負担の軽減を図り安心して通所サービスをご利用して頂けるように努めてまいります。

III. 重点目標

1. 職員の知識、技術の向上

職員研修、外部研修、通所会議等を活用し感染症、介護、医療、介護保険等の知識を向上し職員一

一人のスキルアップを図り、安定した介護サービスの提供に努めます。

2. 事故防止

毎日のバイタルチェックを行い、観察する事で心身の異常の早期発見に努める。個別のプランを把握し、必要なサービスを提供することで転倒等その他事故の防止に努める。ケース会議等を行い状態の変化、リスク等を職員間で共有する。

3. 利用率、実績の向上

現在利用頂いているご利用者には、より良いケアを目指し提供することで、継続し利用して頂けるように努めます。また、新規のご利用者様にも安心してご利用して頂けるよう見学、体験利用受付、他事業所への案内配布等を行い利用率向上に努めます。ご家族、御利用者の要望に添えるよう変更、追加利用にも柔軟に対応する。

4. サービスの質の向上

職員一人一人が介護のプロとしての自覚を持ち、ご利用者様のプランに沿ったケアを提供する。利用者の状態を把握し、意欲的に残存機能が活用出来るようなレクの提供、言葉かけを行い楽しみながら通所を利用して頂くよう努める。利用者様の喜びが職員の喜びと感じられるような信頼関係の構築に努めます。

5. 職員の確保、定着

職員一人一人がやりがいを感じる事が出来るような職場作りに努める。業務負担が偏らないよう業務を分散、日課にて行う。与えられた業務は責任を持って行う事が出来る内容になるよう考慮する

6. 送迎サービス

利用者の心身の状態、地理的状况を考慮し送迎車両、送迎ルートを設定、無理のない安全な送迎に努める。安全運転を行い利用者様の安全を第一に考え送迎を行う。また、乗降介助時や車両から離れる時も、車内の安全を考慮した上で他の介助を行う様努める。ご家族様からの要望（送迎時間、乗車距離、乗車時間）等出来る範囲で要望に沿える様努めます。

7. 地域に開かれたサービスの提供

6ヶ月に一回運営推進会議を開催、地域住民、利用者、家族等の代表に参加して頂き事業所の活動内容の報告、助言、要望等を頂き地域に開かれたサービス提供に努めます。

IV. 年間研修計画

開催月	研修内容	担当部署
4月	認知症・処遇について	主・福主任・リーダー
5月	入浴事故防止について	通所
6月	感染症予防・対策について	看護師
7月	事故予知研修	通所
8月	身体拘束・虐待について	多床室
10月	インフルエンザ・ノロウイルスについて	衛生委員会
1月	事故研修（誤薬・転倒・緊急時等）について	事故対策委員会
3月	褥瘡の知識・予防について・加算について	褥瘡委員会・相談員

V. 年間会議計画

会議項目	日程
リーダー会議	第四月曜日
事故対策・身体拘束廃止委員会	第二月曜日
衛生委員会	第一月曜日
給食委員会	第四火曜日
通所会議・ケース会議	第三月曜日
運営推進会議	9月・3月
担当者会議	随時

VI. 年間行事計画

開催月	行事内容
4月	さくら花見ドライブ（各方面）
5月	買い物・外食（ご利用者様の要望を取り入れ検討）
6月	紫陽花ドライブ（金泉寺・雀川ダム方面）
7月	納涼祭
8月	お楽しみ会（内容未定）
9月	敬老会
10月	買い物・外食（ご利用者様の要望を取り入れ検討）
11月	滑川町文化祭（作品出展、見学）
12月	クリスマス会 餅つき
1月	初詣（箭弓神社）・新年会
2月	節分祭
3月	うめ花見ドライブ（生越梅林）

* 毎月第二火曜日 訪問美容（希望者）

Ⅶ. 通所日程・業務

時間	項目	内容
8 : 30	準備	利用確認、電話対応、送迎ルート、食事提供依頼の提出 (席、内履き、湯飲み、移動具、作業ボード)等の準備
9 : 00	お迎え	ご利用者様宅へのお迎え
10 : 00	サービス提供 開始	健康チェック(バイタルチェック行い、入浴の可否、日中の 運動について検討行う)
10 : 15	入浴	一般浴・機械浴の実施、入浴介助、更衣介助、必要な処置、 皮膚状態の観察等、介護職、看護職が連携を図り安全に入浴 サービスを提供する
12 : 00	食事	お昼ご飯の配膳、お茶出し、手指消毒、御利用者様に合った 食事形態での提供、食事中の見守り、食事介助、摂取量のチ ェック、食前・食後の薬(服薬管理)等、行い安全に食事を 楽しんで頂く
12 : 40	自由な時間	昼寝、談話、TV鑑賞、お茶出し、見守り等、職員食事、各 種記録の記入
13 : 40	運動準備	昼寝からの起床介助、お茶出し、運動準備、看護職員中心に 機能訓練項目等をご利用者様の体調に合わせて調整し申し送 る
13 : 50	個別機能訓練 個別処遇	運動器機能向上、個別機能訓練プランに沿った体操、リハビ リ等を機能訓練指導員を中心に個別に実施する、介護職員は 看護職員をサポートし安全な環境で機能訓練を行う、又非対 象者の方、機能訓練中でない方は(漢字・計算・ぬりえ・脳 トレプリント、囲碁、将棋、オセロ、折り紙、カラオケ)等 個別処遇をサポート
15 : 00	おやつ	コーヒー、紅茶、ｺﾌ等好きなお飲み物を選んで頂きおやつ と一緒に提供、見守り
15 : 15	レク活動	グループレク・個別レク等リーダーが主となり行う (カラオケ・ボーリング・言葉遊び等)
15 : 45	帰りの準備	トイレの声掛け、荷物の準備、靴の履き替え等
16 : 00	お送り	ご利用者様を自宅までお送りする
17 : 00	雑務	清掃、翌日の準備、各種記録の記入、打ち合わせ等
17 : 00	業務終了 その他	随時トイレの対応、移動時の付き添い介助、見守り、担当者 会議、各種会議、委員会への参加、各行事への参加

訪問介護事業計画

1. 基本方針

要介護・要支援状態になった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう、ケアプランを基に入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般に援助を行なう。

2. 目 標

- ・サービスは、居宅サービス計画書を基に個別に作成した訪問介護・訪問介護予防計画書に基づいて行います。
- ・利用者様の自立支援を目標に、訪問介護員一人一人が技術の向上をめざします。
- ・高齢者の皆さんが安心して在宅生活を継続できるよう、関連機関との連携を図りながら地域に密着したサービスの提供を心がけます。

3. 事業内容

- ・ 広報内容
事業拡大の為、地域に密着したサービス事業所として活動していく。
- ・ 素質の強化
訪問介護員のスキルアップを目指し、勉強会、研修に参加する。
- ・ 各関連機関との連携
サービス担当者会議等に参加し、各関連機関と連携しながら利用者の状態把握に努める。
- ・ 介護保険に基づいた訪問介護・訪問介護予防サービスの提供。
- ・ 介護保険外のサービスの提供。
- ・ 移送サービスの提供。

4. 事業計画

- ・ ヘルパー会議
- ・ スキルアップ研修、又はフォローアップ研修を開催する。
- ・ 年度末にアンケートを実施。

5. その他

- ・ 必要に応じて会議開催、参加予定。

6. 年間予定

- 6月 ヘルパー会議開催予定（ご利用者の状態確認、援助内容の確認、介護技術研修）
- 8月 施設内研修参加予定
- 10月 ヘルパー会議開催予定
- 1月 ヘルパー会議開催予定（感染症について、介護技術研修）
- 2月 アンケート実施
- 3月 ヘルパー会議開催予定（ご利用者様の状態確認、援助内容の確認、介護技術研修）
- その他 サービス担当者会議随時参加予定

居宅介護支援事業所事業計画

《事業の目的》

居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

《運営方針》

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護支援を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業目標》

1. ご利用者が住み慣れた地域で長く生活できる事を可能にするため、個々の心身の機能や生活全般を理解し、十分なアセスメントを行い、ご利用者・ご家族の意向に基づき生活機能を高める居宅サービス計画の作成に努めるものとする。
2. ご利用者の意思及び人格を尊重し、医療と介護の役割分担や連携強化に努め、各サービスが特定の種類、または特定の事業所に不当に偏る事のないよう、公正中立に支援していくものとする。
3. 正確な介護保険制度を把握し、介護支援専門員をしての資質の向上をはかるとともに、ご利用者様・ご家族様に適切な情報提供や説明を行う。
4. 地域包括支援センターや町民保険課など、行政を含めた各関係機関との連携に努める。

《活動内容》

1. 居宅介護支援の提供にあたっては親切丁寧を旨とし、ご利用者様やご家族に介護保険制度の仕組みやサービス提供方法についてご理解いただけるよう説明を行う。
2. 介護支援専門員一人あたりの担当件数を35件とし、介護予防・日常生活支援総合事業については地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援の機能強化を含め、地域や事業所の実情に合わせ対応していく。
3. 認知症の方が自宅での生活を継続できるよう早期診断や予防・治療または適切なサービスの紹介や成年後見制度の利用など、今後の認知症施策も含め地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所と連携をとりながら、地域ケア会議等で事例検討を適宜開催していく。
4. 法令順守、運営基準減算に該当しないよう毎月の居宅訪問・モニタリング記載、担当者会議、評価を介護支援専門員各自が責任をもって行っていく。
5. 専門職としての業務を的確に行えるよう、内外的な研修に参加し介護支援専門員としての資質の向上に努める。さらに人材育成や教育機能の強化をはかり、地域で選ばれる事業所となるよう努める。
6. 苦情処理体制については、ご利用者・ご家族が安心してサービスを利用できるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応する。
7. ご利用者・ご家族へ年1回のアンケート調査を依頼し、居宅介護支援の見直しを行う。

《各種会議・研修について》

1. 地域ケア推進（個別）会議
地域包括支援センター、町民保険課、社会福祉協議会、保健センターや各居宅介護支援事業所などの専門機関が集まり、今後の社会福祉全般の動向や滑川町内における社会資源の確認や提案、さらには困難事例の検討を含め情報共有し介護支援専門員の負担軽減を行う。
2. 施設内研修
施設内で行われる研修に参加し、ご利用者・ご家族に感染症や事故リスクに関する啓蒙活動を行う。
3. 施設外研修
医療機関や行政機関等で開催される研修等に参加し、ご利用者に対する適切なケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員としての資質向上をはかる。

《営業日及び営業時間》

営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日とする
2. 営業時間 午前8時30分から午後17時15分まで
3. 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

《職員の職種・員数及び業務内容》

事業所に勤務する職種・員数及び業務内容は次の通りとする。

1. 管理者・・・1名（介護支援専門員業務兼務）

管理者は事業所の従業員の管理及び、業務の管理を一元的に行うと共に従業者に事業に関する法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 介護支援専門員・・・1名（常勤）以上

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。

- ・ 自宅を訪問しアセスメントを行う
- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ 担当者会議の開催
- ・ モニタリングの記載

在宅介護支援センター事業計画

1. 事業目的

在宅介護支援センターは地域の相談窓口として、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続する為の支援、各関係機関との連携を行う。

2. 活動内容

1) 地域におけるネットワークの構築

- ・ 支援を必要とする高齢者を見出し、医療・福祉サービス等の適切な支援に繋ぐ。
- ・ 地域支援事業を行うことで、地域住民や民生委員等との交流を通じて、問題の早期発見・予防に努める。
- ・ 継続的な見守りを行い、住み慣れた地域での生活を安心して続けられるよう支援する。
- ・ 更なる問題発生を防ぐ為、地域における様々な関係者とのネットワーク構築を図る。

2) 実態把握

- ・ 地域におけるネットワークを活用しつつ、社会資源との連携や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況についての実態把握を行う。

3) 総合相談

- ・ 初期段階・継続的な関わり、または緊急な対応が必要なのかを適切に対応する。必要な場合には迅速に対応できるよう努める。
- ・ 地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携していく。

3. 年間計画

	事業内容	備考
通年	高齢者実態把握・困難事例対応等	随時行う
4月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～3月
5月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～3月

	家族介護教室	5月～12月
6月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
7月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
8月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
9月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
10月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
11月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
12月	高齢者の心の相談 病気別料理教室 家族介護教室	通年（1回／月） 4月～3月 5～12月
1月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～3月
2月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～3月
3月	高齢者の心の相談 病気別料理教室	通年（1回／月） 4月～3月

4. その他

- * 各種研修会への参加
- * 各種会議への出席
- * 森林園内の対応等
- * 代行申請・認定調査立会等（必要時に応じて対応）
- * 定期訪問等の見守り
- * 認知症サポーター養成講座（依頼時）